

購入条件 - 買主としての MT

本販売条件（以下「本条件」）は、売主/ベンダー/サプライヤー（以下「販売者」といいます）による、**Momentive Performance Materials Quartz, Inc. d/b/a Momentive Technologies** およびその子会社および関連会社（**Momentive Technologies (Shanghai) Limited Company**、**Momentive Technologies Wuxi Co., Ltd.**、**Momentive Technologies SH GmbH**、**Momentive Technologies Japan K.K.**、**Momentive Technologies Aomori K.K.**、**Momentive Technologies Korea Ltd.**、および **Momentive Technologies Taiwan Limited Company** を含みますが、これらに限定されません）（以下総称して「買主」）への製品（以下「製品」）の販売に適用されます。買主および売主は、総称して「両当事者」と呼び、それぞれを個別に「当事者」とします。

1. 適用条件

- 1.1 売主から買主への販売は、書面による注文書、電子的手段、電話またはその他の方法により開始されるか否かを問わず、以下の事項に従うものとします。(a)(i) 買主と売主の間で正式な契約（「販売契約」）が成立する場合、当該販売契約が、当該販売契約の条項が本条件と矛盾する場合も含めて適用され、優先し、本条件はそれ以外の場合にも適用されます。あるいは (ii) 販売契約が成立していない場合、本条件が適用されます。および (b) 売主が受け入れた買主の注文で指定された製品の説明と数量、ならびに (a) および (b) に基づいて、買主と売主の間で完全な契約が作成されます。
- 1.2 本条件は、買主および売主の書面による合意によってのみ変更することができます。売主は、買主に製品を販売することにより、本条件への同意を確認し、売主が買主に別の契約書や条件、本条件の変更を送付し、買主が書面で同意しない場合であっても、本条件が適用されることに同意するものとします。国際物品売買契約に関する国連条約は、製品の販売には適用されません。

2. 価格・税金

- 2.1 製品の価格は、その時点で有効な販売契約がある場合は、それに基づいて決定されます。販売契約がない場合、価格は注文時に有効となる売主の定価によって決定されます。本製品の価格には、税金、関税、保管、取扱、包装、およびその他の売主の費用と料金が含まれます。価格は値上げの対象とはなりません。
- 2.2 売主は、売主の請求書に別途記載される適用売上税、VAT/GST または類似の税金を除き、すべての税金、賦課金、料金および課徴金について責任を負い、支払うものとします。売主に通知することにより、買主は、法律で認められている場合、別途記載された税金を税務当局に直接支払うことができます。売主は、買主が支払ったすべての税金を適切な税務当局に納付するものとします。買主の要請に応じて、売主は、買主が支払った税金を徴収するための適切な認可を受けていることを証明する書面を提出するものとします。価格には、買主が有効な免除証明書またはその他の免除の証拠を提出している税金、賦課金、料金および課徴金は含まれないものとします。注文書に含まれる税金が買主による支払が不要となった場合、売主はその旨を買主に通知し、買主に速やかに払い戻すものとします。

3. 数量・見通し

- 3.1 買主が購入する数量は、注文書に記載されているとおりとし、最低購入数は設定されません。製品の所有権は、(a) 買主による支払い、または (b) 注文書に記載された引渡条件に基づく買主による製品の受領、のいずれか早い時点で買主に移るものとします。前払いまたは分割払いの場合、売主は製品が買主の所有物であることを合理的に示すか、その他の方法で表示するものとします。
- 3.2 注文量またはプログラム期間の見積もりまたは見通しは、売主への通知の有無にかかわらず、買主のみの裁量によって随時変更される可能性があり、買主を拘束するものではありません。買主は、注文に別段の記載がない限り、製品に対する買主の要求に関して、売主に対していかなる種類の保証または約束もしないものとします。買主は、売主が実際に確定する前、または確定した

とみなす前に、いかなる費用や責任を負うことなく、注文書を撤回する権利を有するものとし
ます。

- 3.3 数量が明記されない「一括」注文またはこれに類似する注文については、売主は買主が予定した
とおりに製品を引き渡すものとします。
- 3.4 売主は、買主からの依頼を受けてから 14 日以内に、買主に見積書を送付するものとします。買
主に提出された見積書の有効期間は、90 日以上とします。かかる見積書には、少なくとも以下
の情報を含めるものとします。(a) 製品、(b) 見積書の有効期間 (90 日以上)、(c) 割引を含む価
格の内訳、(d) 適用される仕様、(e) 製品に関する決定を行うために合理的な判断から買主に必要
とされるその他の情報。
- 3.5 売主は、買主からの受注後 5 日以内に、各購入注文について確定するものとします。買主が売主
から注文の確定または拒否を 5 日以内に受領しなかった場合、その注文は売主によって確定され
たものとみなされます。

4. 配送・梱包

- 4.1 注文に基づく配送では、時間が最重要となります。買主は、要求された配達日に配達されなかつ
た商品を受け入れる義務を負いません。
- 4.2 買主が書面により別途合意しない限り、製品はいずれもインコタームズ 2020 DAP に基づいて、
買主の施設に配送されるものとします。買主が輸送費を負担する場合、売主は買主による輸送経
路等の指示に従うものとします。かかる指示には、物流業者の選択も含まれます。
- 4.3 売主は、製品納品前であればいつでも、買主から合理的に要求される注文の変更を行うものと
します。ただし、要求された変更が合意された納期に影響を与える場合、または注文された製品の
価格が大幅に上昇する場合は、売主は直ちに買主に通知し、変更の実施に先立ち、買主の承認を
得るものとします。売主が買主に当該変更について通知しなかった場合、当該変更の実施によ
って生じた支払義務は買主から免除されるものとします。当該変更の請求後、合理的な期間ま
でに変更をすべて行うものとします。
- 4.4 売主は、箱詰め、クレート梱包、包装等の費用を負担するものとします。売主は、自費で買主が
指定するラベルを準備するものとします。売主は、不適切な箱詰め、クレート梱包または包装に
よって生じた製品への損害に対する責任を負うものとします。売主は、自らの行為、不作為、ま
たは本契約書第 14 条に基づく不可抗力の請求によって、合意された納期に間に合わせるために
迅速な出荷方法を用いなければならない場合、追加運賃をすべて支払うものとします。
- 4.5 売主は、理由の如何を問わず、注文に基づく配送を終了させる権利、または配送しない権利はい
ずれも有しないものとします。売主が買主の生産能力を混乱させる方法または混乱させる恐れ
のある方法で行動を起こした場合、ないしは行動を起こさなかった場合（ラインの停止、生産の中
断、出荷の遅延などの措置を含みますがこれに限定されません）、売主は、買主が本契約第 15
条での救済措置を求める権利を有することを認め、同意するものとします。

5. 支払条件

- 5.1 買主は、買主が記載内容が正しい請求書を受領してから 90 日以内、もしくは最初のバッチ処理
日から 120 日を超えない期間で、書面で合意したその他の期間内に請求額を支払うものとします。

6. 注文の変更

- 6.1 買主が、図面、設計、仕様などのいずれかの注文項目に変更を要求する場合は、両当事者が、注
文内容の変更または修正の形で、公正な調整が得られるように交渉するものとします。売主は、
買主の事前の書面による同意なく、いかなる変更も行わないものとします。売主による調整の請
求は、書面で行われるものとし、当該の通知が売主から 30 日以内に買主が受領しない限り売

主は考慮しないものとします。本条項のいかなる規定も、請求が保留中にある場合を含めて、変更された注文の履行から売主を免責するものではありません。

7. 品質・監査

- 7.1 売主は、買主の書面による事前承認なく、製品の設計、工程または手順に変更を加えることはできません。売主は、前文の要件を遵守しない場合に買主が被る可能性があるすべての損失および損害について責任を負うものとします。
- 7.2 売主は、その製品およびサービスのために、承認された適切な品質保証システムを維持し、すべての検査および試験データの記録、ならびに製品に関しては出荷された各ロットのサンプルを、納品後 2 年間保管するものとします。買主が書面により別途合意しない限り、売主は出荷された各製品ロットについて、買主が承認した仕様に基づく分析証明書を買主に交付するものとします。買主またはその指定代理人は、合理的な通知に基づき、売主の資材、設備、帳簿および記録に立ち入り、検査、試験および／または監査を行い、買主の要求事項、販売契約、注文、および本条件への適合性を検証することができるものとします。

8. 限定保証

売主は、以下について保証し、表明するものとします。(a) 製品はいずれも、次のとおりとします。(i) 買主から提供された仕様、規格、図面、サンプル、説明書および改訂版に適合している、(ii) 商品性があり、設計、材料、製造上の欠陥がない、(iii) 買主が意図した目的に適合している、(iv) 先取特権、請求権および抵当権がいずれもない、(v) 新しい材料を用いて完全に製造され、潜在的な欠陥がない、(vi) ウイルス、無効化コードおよびオープンソースソフトウェアが含まれていない、(vii) 真正品、新品および未使用品である、ならびに (b) 作業の全過程が専門的な方法によって最高の業界標準に準拠して実行されている。上記の保証は、購入者の受領日から 18 か月間、または購入者の最終承認日から 12 か月間のいずれか早い方の期間有効です。製品またはサービスが上記の保証に適合しない場合、売主は購入者の選択により、(a) 製品に関しては、不適合製品を交換または修理する、(b) サービスに関しては、かかる不適合を修正するために必要なすべてのサービスを再実施する、または (c) 不適合製品またはサービスの購入価格および購入者が負担した関連費用を返金するものとします。交換製品またはサービスにも、上記の保証および保証期間が適用されます。修理された製品の保証期間は、修理が完了するまでの経過期間を考慮して延長されます。売主が通知後合理的な期間内に交換、修理、または再実施を行わない場合、購入者は売主の費用負担でこれを行うことができます。販売契約および本条件に規定されている購入者の権利または救済手段は排他的なものではなく、購入者は適用法に基づいて利用可能なすべての権利および救済手段も有します。

9. 補償

- 9.1 売主は、以下の注文に関連する損失、責任、損害、クレーム、訴訟、法的措置、手続き、代位、費用、および裁判費用や弁護士費用などの経費について、買主を擁護、補償し、損害を与えないものとします。(a) 人に対する死亡や傷害、または財産の損害、(b) 買主の合理的な判断で必要とされるリコールキャンペーン、(c) 偽造部品（法的権利または権限なくコピーまたは代用された部品など）、(d) 買主の機械または設備を買主が使用し、当該クレームについて売主が単独で責任を負う場合、(e) 直接的または寄与的な知的財産権への実際の侵害または申し立てられた侵害、(f) 下請け業者による実行、ならびに (g) 法律の違反。
- 9.2 売主が買主に販売した形態の製品が、当該販売が行われた司法管轄区において他者の特許またはその他の知的財産権を侵害しているとのクレームがある場合、(a) 売主は当該クレームから買主を擁護し、その結果最終的に買主が受けた全損害を賠償し、その全費用を支払うものとします。また、(b) かかるクレームの対象となる製品が他者の特許またはその他の知的財産権を侵害していると判断された場合、売主は、自らの選択と費用により、買主に対して当該製品の使用を継続する権利を取得するか、侵害を回避するために買主が満足する方法で製品を交換または変更する

か、買主から製品の返品を受け入れて購入価格を返金するものとします。売主は、買主または買主の関連会社または顧客の製品またはサービスの製造、使用、準備、販売、配送、またはその他の行為において買主に提供される製品またはサービスの使用に関連して、買主または買主の関連会社または世界中の顧客に対して、その特許またはその他の知的財産権を主張しないものとします。

- 9.3 売主は、通知を受領した時点で、売主が補償しなければならないクレーム、訴訟、法的措置、または手続きを弁護する責任を負うものとします。ただし、買主は、あらゆる補償事項の弁護および解決において自らの弁護士を代理として立て、参加する権利を有するものとします。売主の補償義務は、売主の保証義務とは無関係とします。売主は、買主の書面による事前承認を得ずに、そのようなクレーム、訴訟、法的措置、または手続きを解決またはその他の方法で処理することはできません。

10. 保険

- 10.1 売主は、注文および売主の業務に関連して発生する可能性のある損失、責任および補償のいずれに対しても、業界のベストプラクティスに準拠した、信頼性のある保険会社が販売する適切な保険を採用し、維持するものとします。買主は、注文に適用される保険の追加要件を指定することができます。かかる保険は、注文に基づく売主の責任を制限しないものとします。かかるすべての保険契約には、購入者を追加の被保険者として指定し、購入者自身の過失およびその他の有責行為について具体的に保険をかけ、購入者に対する代位請求権の放棄を含めるものとします。買主の要求があれば、売主は補償を証明する保険証書の写しを買主に渡します。売主の保険会社は、保険契約の満了、解約、または重大な変更の少なくとも 30 日前までに買主に対し通知するものとします。売主は、すべての下請業者に対しても、同一の補償範囲および限度額の保険加入を求めるものとします。

11. 知的財産

- 11.1 「知的財産」とは、特許、商標、企業秘密、著作権、デザイン、イラスト、図面、計算、ノウハウ、またはその他の所有権とします。
- 11.2 注文に関連する知的財産の権利、権原、利益はいずれも、買主が保持します。買主の知的財産のライセンスは、売主が買主のみの利益のために注文に基づく義務を履行することを目的として、限定的な権利のためにのみ売主に付与されます。図面および技術情報は秘密裏に発行されるものとし、いずれの当事者とも、相手方の事前の書面による同意なく、当該情報を開示、複製、普及、または使用することはできません。
- 11.3 売主は、各注文よりも以前に得られている知的財産を保持します。売主は、買主に対し、その知的財産に基づき、製品の使用、販売、修理、再構成を行い、著作権のある著作物製品および成果物の二次的著作物を複製、頒布、作成することを目的とする、世界的、非独占的、ロイヤルティフリー、全額支払い、取消不能、永久的なライセンスを付与するものとします。
- 11.4 本契約により、売主は買主に対し、注文に応じて買主のために製造された全製品の知的財産に関する権利、権原、および利益をすべて譲渡します。売主は、本契約書第 11 条 4 項に準じて、買主が所有する知的財産（あらゆる発明を含む）を速やかに開示し、買主の所有権の完全性を確保するために要する書類を作成するものとします。

12. 契約終了

- 12.1 買主は、本契約に規定されているその他の解約権を損なうことなく、自己都合のみで注文またはその一部を解約する権利を有します。
- 12.2 本条件、注文、またはその一部は、書面による通知によりいつでも直ちに終了することができ、売主は買主が被った損害を以下の条件に従って補償するものとします。

(a) 売主が注文に関するいずれかの規定を履行しない場合、これには、引渡しの遅延または注文の完了に向けた売主の合理的な進捗の不履行などを含む、ならびに、そのような債務不履行が 7 日以内に解決しない場合、もしくは

(b) いずれかの当事者が、本条件の重大な違反を犯し、当該違反が書面による通知後 30 日以内に解決されない場合、または当該違反が 30 営業日以内に合理的に是正されない場合、または当該違反を犯した当事者が不履行を是正するために継続的な誠意ある努力を始めていない場合、相手側当事者による（契約終了）、もしくは

(c) いずれかの当事者が、事業活動を停止し、債権者の利益のために一般的な譲渡を行い、または支払不能もしくは自発的な破産または管財手続きの対象となった場合、または破産または管財手続きが当該当事者に対して開始され、30 日以内に解除されなかった場合、相手側当事者による（契約終了）。

- 12.3 解約通知を受領した場合、売主は直ちに製造業務をすべて中止し、そのサプライヤーおよび下請業者がすべて当該業務を中止するようにするものとします。売主は、経営・管理サービスの追加費用など、製品の価格を超える費用を負担し、買主に支払うものとします。
- 12.4 解約の場合、売主は買主が利害関係を有する場合に自己の所有物を保護し保全するものとします。買主は、終了した注文のために売主に支払われた全額の払い戻しを受ける権利を有します。

13. 供給

- 13.1 売主は、以前に買主に提供した供給品および製品の加工材料の組成または構造設計に変更を加えた場合、注文を受ける前に書面で買主に通知するものとします。かかる変更は、買主の書面による事前承認なしには認められないものとします。売主は、本条項の要件を遵守しない場合に買主が被る可能性があるすべての損失および損害について責任を負うものとします。
- 13.2 注文が終了または満了する場合、売主は、買主に本製品の生産を第三者に移行する機会を与え、買主の施設または買主の顧客の施設での生産の中断を避けることを目的として、いかなる場合でも 1 年以上の妥当な期間、注文条件（価格等）に従って当該製品の提供を継続する義務を全面的に負うものとします。売主は、買主の製品の製造工程に関する情報や文書（現地調査、部品表データ、金型や工程の詳細、製品や部品のサンプルなど）を提供することを含め、かかる供給移行に合理的に協力する義務を有します。

14. 売主が管理できない事象

- 14.1 いずれの当事者も、自己の合理的な管理が及ばない、自己の過失のない自然的、市民的、または政治的な原因による履行の遅延または不履行（以下「不可抗力」）については、不履行とはみなされません。
- 14.2 以下の事項は、売主の不可抗力を構成するものとはなりません。(a) 売主がより有利な価格で製品を販売できない場合、(b) 売主の生産コストの増加、(c) 売主の供給中断（サプライヤーが売主に供給できない場合を含む）、(d) 売主施設での労働争議またはストライキ、または (e) 疫病。
- 14.3 不可抗力事象の影響を受けた当事者は、速やかに相手側当事者に書面で通知し、当該事象および予測される期間を詳細に説明するものとし、相手側当事者にできるだけ影響を与えることなく当該事象を是正するために最善の努力を払うものとします。買主は、不可抗力の期間中、他の供給元から製品およびサービスを購入する権利を有します。
- 14.4 売主は、注文納期の約束を果たすための迅速な輸送費の売主負担など、流行病の蔓延中に製品の納品に最善の努力を払うものとします。

- 14.5 買主は、製品の引渡し前に、流行病の発生に起因する理由によって注文をキャンセルすることができます。買主はかかる責任を負うことはできず、売主は流行病に起因する損害賠償や補償を受けることはできないものとします。

15. 救済措置

- 15.1 買主が利用できる権利および救済は、累積的に行われ、その他の法的または衡平法上の救済手段に加えられるものとします。買主は、買主またはその関連会社が売主またはその関連会社に支払うべき金額と相殺する権利を有します。
- 15.2 金銭的損害賠償は、実際の注文違反、予期される注文違反、またはその恐れがある注文違反に対する救済策が十分に取られていない場合があります。買主は、買主が持つその他のあらゆる権利および救済策に加えて、救済策として特定履行および差し止めによる衡平法上の救済を受ける権利を有するものとします。
- 15.3 買主は、不適合な製品を拒否し、売主へ支払いすることなく拒否された製品を返却できるものとします。売主は、買主が書面で修理を許可しない限り、不適合製品を修理することはできません。売主は、売主の違反または不適合製品によって引き起こされた損害、または必要とされる全損害に対して、買主に賠償するものとします。
- 15.4 売主が買主による注文の違反を申し立てた場合、売主はその申し立てが解決されるまで継続的に履行するものとします。
- 15.5 注文の一部が契約上無効または履行不能となる場合において、残注分は契約上有効であり、履行可能となります。

16. 機密情報

- 16.1 「秘密情報」とは、仕様書、サンプル、パターン、設計、計画、図面、文書、データ、事業運営、顧客リスト、価格設定、割引またはリベート、本条件とそれに付随する取引に関連する情報など（これらに限定されない）、あらゆる非公開情報、秘密情報、または専有情報（書面、口頭、電子またはその他の手段で伝達されたかどうか、および直接または間接的に伝達されたかどうかを問わない）を指します。また、秘密情報には、その性質上、受け取った当事者のみが知ることを意図しており、「機密」または「専有」と表示されているか否かにかかわらず、またはその他の方法で機密とされている情報、ならびに当事者が当該事項に関して機密関係にある者との間での商取引および財務上の取り決めに関するあらゆる情報が含まれます。
- 16.2 いずれの当事者とも、本条件が適用される取引に関して、直接または間接を問わず、相手方当事者または相手方当事者が受領または取得する可能性のある製品の営業または事業の方法に関連しているか否か、または、公表、連絡または回覧を行うか否かに関係なく、その関連事業体、所有者、管理者および従業員を含め、開示当事者の事前の書面による同意なくして、本条件に基づく義務の適切な履行以外の目的のために、営業秘密またはその他の秘密情報を使用すること、ならびに第三者に使用または開示することが禁じられます。この義務は、当該製品に関する履行後から5年間有効となります。売主は、買主の要求に応じて、買主から受領した文書およびその他の資料をすべて、速やかに返却するものとします。買主は、本条項の違反に対して、差止命令による救済を受けることができるものとします。
- 16.3 開示側当事者は、本条件に基づいて開示された機密情報の誤りまたは不作為、あるいは受領側当事者がそれに依拠して行った決定について、いかなる責任も負わないものとします。製品に関連して、開示された秘密情報の正確性または完全性については、（明示的、黙示的または法定の保証を問わず）いかなる種類の保証も行われません。
- 16.4 本条項は、以下の文書化できる情報には適用されません。(a) 正当に公的領域にある情報、(b) 開示時に受領側が制限なく知っている情報、または (c) 受領側が第三者から非機密情報として正当に入手した情報。

- 16.5 売主は、買主の従業員、派遣社員、請負業者、コンサルタント、顧客、またはサプライヤーなど、識別された個人または識別可能な個人の関連情報（「個人データ」）を受け取り、またはそれにアクセスすることができます。個人データは、どのような形態であっても、きわめて繊細な性質のものとなるため、売主はかかる情報を厳密に秘密保持し、(a) 買主から明示的に許可された範囲内で、注文に基づく売主の業務の限定された目的のみに使用し、(b) 適用法規にすべて準じるものとします。
- 16.6 売主は、機密情報および個人データの不正使用、アクセス、処理、破壊、紛失、改ざん、または開示から保護し、防止するために設計された、管理的、物理的、および技術的な保護手段などの情報およびサイバーセキュリティプログラム（「セキュリティ」）を運用し、維持するものとします。買主の要求があった場合、売主は、セキュリティ証明を提供し、注文に含まれる処理業務の監査用に処理設備に関する情報を提出するものとします。かかる監査は、必要な専門的資格と守秘義務を有する買主またはその認定代理人によって行われるものとします。
- 16.7 売主は、売主のセキュリティに対して認識される潜在的な違反または実際の違反（「違反」）があった場合、直ちに買主に通知したうえで、違反の全容、影響、緩和努力等をすべて示した情報を提供するものとします。その後、売主は速やかに (a) 違反行為の調査/修復、影響の緩和を行い、(b) 当該違反行為が再発しないことを買主が合理的に満足する形で保証するものとします。買主が、自らの裁量で通知またはその他の救済措置が必要であると判断した場合、売主は、買主の要求に応じて、売主が単独で負担する費用および経費によってかかる通知および救済措置を実施し、または買主がそのような通知および救済措置を講じるものとします。
- 16.8 売主は、公示または広告などを含む買主の商標または商号の注文または使用に関して、いかなる開示も行いうことはできません。

17. 譲渡

- 17.1 買主が有する権利の譲渡または義務の委任は、かかる譲渡または委任が書面によるものであり、売主がかかる譲渡または委任を事前に書面で承認しない限り有効ではなく、また拘束力を有しないものとします。

18. 準拠法

- 18.1 本条件、その解釈、および本契約に起因または関連して生じる契約上または非契約上の義務は、抵触する法規定にかかわらず、買主（本契約を締結する関連企業、子会社または持株会社）がその登録事務所を有する国の法律に準拠し、それに従って解釈されるものとします。本条件に直接的または間接的に起因する紛争は、買主が登録事務所を置く地域の管轄裁判所で独占的に解決されるものとします。
- 18.2 両当事者は、30 日以内に紛争を誠実に解決するものとし、売主は、その期間、買主の指示に従って注文を履行するものとします。両当事者がかかる期間内に紛争を解決できない場合、両当事者は当該紛争が第 18 条第 1 項の条件に従って解決されることに同意するものとします。両当事者は、（該当する場合）陪審員裁判を受ける権利を明示的に放棄します。

19. 法律の遵守・腐敗防止・輸出管理

- 19.1 売主は、製品の販売または配送が行われる法域の適用されるすべての輸出入法、法令、規則、規制、命令、ならびに米国およびその他の関連法域のすべての同様の法律を遵守するものとします。これには、米国財務省外国資産管理局（「OFAC」）が管理する適用されるすべての米国経済制裁法および規制、米国商務省産業安全保障局（「BIS」）が管理する輸出管理規則（「EAR」、連邦規則集第 15 編第 730-774 条）、米国国務省防衛貿易管理局（「DDTC」）が管理する国際武器取引規則（「ITAR」、連邦規則集第 22 編第 120-130 条）、および他の国の同等の法律または規制（総称して「輸出管理法」）が含まれますが、これらに限定されません。売主は、適用されるすべての輸出管理法を完全に遵守するものとし、買主が売主に開示したいいかなる品目または情

報（機密情報を含む）も、事前に書面で買主に通知して当該許可を得ることなく、政府の事前許可が必要な個人または国に輸出、再輸出、公開または譲渡（国内）しないものとします。

- 19.2 売主は、売主またはその役員、取締役、代表者、株主のいずれも、**BIS** エンティティリストまたは未検証リスト、**OFAC** 特別指定国民および資産凍結者リスト（「**SDN** リスト」）、**DDTC** 除外者リストを含むがこれらに限定されない、米国政府の制限対象者リストまたは同等の米国政府以外のリストに指定されていないことを表明します。
- 19.3 売主は、請求を裏付ける文書および買主の輸出管理法遵守を裏付ける文書を提供することにより、買主が国際取引にかかる費用を最小限に抑えられるよう支援するものとします。売主は、輸入、輸出、または特惠関税請求に関するライセンスまたは認可、原産地証明書、および適切な文書の取得および支払いを含む、輸出入に関するすべての費用を負担するものとします。本条項に基づく売主の義務には、各製品または出荷について、買主に対し、**(a)** 統一関税システム（**Harmonized Tariff System**）分類、**(b)** 売主の母国において製品に指定された米国輸出管理分類番号（「**ECCN**」）および輸出分類、**(c)** 原産国および関連証明書、ならびに**(d)** 買主の要請に応じて、製品が強制労働もしくは児童労働によって生産された紛争鉱物または原材料ではなく、また、**UFLPA** エンティティリストもしくは強制労働もしくは児童労働を行っているとして特定されたその他の政府リストに掲載されている人物によって生産された紛争鉱物または原材料を含まないことを証明するのに十分な文書および証明書を提供することが含まれますが、これらに限定されません。税金、輸出クレジット、貿易クレジットを含むすべてのクレジットまたは払い戻しは買主に帰属します。本条項に基づく売主の義務は、本契約の満了または解除後も存続するものとします。
- 19.4 売主は、コンゴ民主共和国および隣接国（以下「**DRC** 諸国」）産のスズ、タンタル、タングステン、金を含む「紛争鉱物」（紛争鉱物規則で定義）の調達に関する、ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法第 1502 条、1934 年証券取引法第 13 条(p)（その後の改正を含む）、ならびにそれに基づく関連実施規則（以下、総称して「紛争鉱物規則」）の遵守において買主を支援し協力することに同意する。さらに、売主は、売主が買主に提供する製品に組み込まれている紛争鉱物の原産国について合理的な調査を実施し、その結果を買主に伝えるためのサプライチェーンポリシーおよびプロセスを、売主のサプライヤーにも整備させることにコミットする。売主は、買主に毎年、および買主が合理的に要求するその他の時期に、買主に供給する製品、部品、または材料に含まれるすべての紛争鉱物の原産国および流通過程を文書化した、最新かつ正確で完全な紛争鉱物報告テンプレート（「**CMRT**」）または買主が受け入れ可能な形式で同等の証明書を提供するものとします。最初の **CMRT** または証明書は、本契約の発効日から 30 日以内に、その後は毎年 1 月 31 日までに提供されるものとします。
- 19.5 売主およびそのサプライヤーは、適用されるすべての国内および国際贈賄防止法（米国海外腐敗行為防止法、英国贈賄防止法、欧州連合、経済協力開発機構（**OEDC**）、および欧州評議会の贈賄防止規則を含むがこれらに限定されない）を遵守するものとします。前述の一般性を制限することなく、売主は、ビジネスを獲得または維持する目的、または不正な利益を得る目的で、政府または政府機関の役人、代理人、従業員、政府所有の会社または組織、政党またはその役員、従業員、代理人、または政治職の候補者を含む、いかなる個人、会社、または組織に対しても、直接的または間接的に、賄賂、キックバック、その他の不正な支払い、または金品の要求、受領、支払い、または提供を行ってはなりません。
- 19.6 売主は、米国、国連、**EU**、英国政府、または適用法によって認可されていない国のボイコットを支援するいかなる行動もとらず、また、買主または買主の関連会社が当該法令もしくは規制、またはその解釈に違反するおそれのある行動もとらないものとします。これには、当該認可されていないボイコットを遵守または実施することを目的とした情報または文書の提出を買主に要求することを含みますが、これに限定されません。買主は、売主によるかかる要求を拒否し、適用法の規定に従い、かかる要求の受領を報告するものとします。

- 19.7 売主とその供給業者、下請業者、関連会社は、常に完全かつ正確な帳簿と記録を保持するものとし、売主が注文に関連して買主に提供するすべての記録と情報は完全かつ正確でなければなりません。
- 19.8 製品が米国政府の契約に使用される場合、適用されるすべての FAR および/または DFARS フローダウン義務が適用されます。売主は、買主に追加費用を負担させることなく、必須のフローダウン条項を受け入れるものとします。売主は、www.acquisition.gov ですべての FAR/DFARS 条項の全文にアクセスできることを認めます。注文または本条件と FAR または DFARS 条項との間に矛盾が生じた場合、政府の下請契約に準拠するために必要な範囲で、FAR および DFARS 条項が優先するものとします。要求に応じて、売主は適用されるすべての FAR および DFARS 要件に準拠していることの書面による証明書を提供するものとします。売主は、適用される FAR または DFARS 要件への売主の不遵守の結果として生じた費用、罰金、または損害について買主を補償し、免責するものとします。
- 19.9 売主は、売主および売主の代表者が、連邦政府機関によって資格剥奪、資格停止、資格剥奪提案、または契約授与資格の喪失を宣言されていないことを証明します。
- 19.10 売主は、本契約に基づき提供される製品が FAR 2.101 に定義される「市販既製品」（「COTS」）であり、市販市場で販売されているものと同一の形態で、変更を加えることなく買主に提供されることを認め、これに同意するものとします。売主はさらに、COTS 製品に適用される FAR および DFARS 条項のみが製品に適用され、製品が COTS 製品としての要件を満たさなくなった場合、売主は速やかに買主に通知することに同意するものとします。

売主は、適用されるすべての法律および/または買主のポリシーを遵守しなかった場合、本条件の重大な違反とみなされ、買主が（買主がコモンローまたは衡平法上有するその他の救済に加えて）本条件、販売契約、およびすべての注文を解除する権利を有することを認めます。売主は、本条項に基づく売主の義務違反から買主を補償し、防御し、免責することに同意します。さらに売主は、買主が本第 19 条のいずれかの違反が発生した、発生している、または発生する可能性があると合理的に判断した場合、売主は買主による当該問題の調査に全面的に協力するものとし、買主は当該調査が保留中の間、いかなる活動または取引にも従事する義務を負わないことを認めます。このような状況における買主の行為は、いかなる発注書または本条件に基づく売主に対する義務違反を構成するものではありません。

政府契約における免税輸入要件

- (a) 製品が米国政府契約のために調達され、FAR 52.225-8 または DFARS 252.225-7013 などの規制に基づき免税輸入の対象となる可能性がある場合、売主は買主と協力して免税輸入の条件を確保しなければなりません。
- (b) 買主は、売主から適時に通知および必要な情報を受け取った後、適切な政府機関に必要な免税輸入資格申請を提出します。
- (c) 売主は、免税申請を裏付けるために必要なすべての書類を買主およびその通関業者に提供する責任を負います。
- (d) 買主は、売主が利用可能な免税プログラムを利用しなかったこと、または必要な通知および書類を提供しなかったことに起因して発生した関税または手数料を売主に返金しません。

20. 一般条項

- 20.1 本販売条件は、履行過程、取引慣行、または過去の著作物や合意をもってしても、それを修飾、説明、補完するものではありません。本販売条件のいずれかの条項の全部または一部が無効であっても、他の条項には影響を与えるものではなく、それぞれの条項は法律で認められる最大限の

範囲で施行されるものとします。本販売条件は、本契約の当事者およびその後継者ならびに許可された譲受人の唯一の利益のためのものとします。また、本販売条件のもとで、あるいは本販売条件を理由として、明示的にも黙示的にも、他の個人または団体に、いかなる性質の法的または衡平法上の権利、利益または救済手段を付与することを意図するものではなく、または付与するものでもありません。

- 20.2 売主およびそのサプライヤーは、買主のサプライヤーの行動規範を遵守するものとし、売主は、買主の要求に応じて、関連情報および遵守に関する証明をすべて提供するものとします。買主のサプライヤー行動規範は、ポリシーと声明 - **Momentive Technologies** で閲覧できます。また、売主は **@momentivetech.com** に書面でコピーを要求することもできます。売主およびそのサプライヤーは、買主の環境、健康、および安全（「EHS」）の要件を遵守するものとします。売主が買主の要求に従わない場合、買主は、売主が適切な是正措置を講じるまでの期間、サービスを停止し、売主を買主の所在地から立ち退かせることができます。売主は、かかるサービス停止に関する請求についてすべて責任を負うものとします。
- 20.3 売主およびそのサプライヤーは、製品が作成された場所、買主に引き渡された場所、または買主自身の製品またはその顧客の製品が販売または使用される最終的な場所にかかわらず、適用される製品管理要件をすべて遵守するものとします。「製品管理要件」には、以下に関する法律、規制、業界標準、および買主または買主の顧客の要求が含まれます。(a) 化学物質・材料の組成、表示、リサイクル、回収・生産終了、廃棄 (b) 安全性、エネルギー効率、リサイクル性を考慮した製品設計、または同様のライフサイクル要件、ならびに (c) 製品の梱包および輸送。
- 20.4 売主は、売主の費用で、以下を行うものとします。(a) 本製品に含まれる化学物質名、材料名、数量を特定すること、(b) 製品の安全な使用を可能にするための化学的および物質的組成および情報を示すこと、(c) 買主から要求される材料申告書または同様の情報を記入すること、(d) 製品の化学物質または材料組成に関して規制当局に必要な登録を完了すること、(e) 製品の納入が禁止されている場合に供給の継続性を確保するための代替手段を提案すること、(f) 買主が定める国際基準またはその他の基準に従い売主の環境への影響を評価する上で買主に協力すること、ならびに (g) 製品が製品管理要件に準拠しているという証拠を買主に示すこと。
- 20.5 売主は、本条件に基づく履行に関連する完全かつ正確な記録を、履行完了後 7 年間保管するものとします。これには、注文書、価格交渉の主要な要素を示す交渉覚書、労務費またはサービス料を裏付ける記録などが含まれますが、これらに限定されません。売主は、適用される品質仕様に従って品質文書を保管するか、7 年間のいずれか長い期間保管するものとします。
- 20.6 売主は、提供される製品の開発、納品、および品質を維持するためにデータ交換が必要であることに同意するものとします。売主は、生産能力、発注済みおよび在庫の原材料、仕掛品、完成品在庫、歩留まり、予想納期、その他品質および下流製造に不可欠なデータ、製品に影響を与えるリソースおよびプロセス、ならびに関連する継続的な改善を含む（ただしこれらに限定されない）データを提供することに同意するものとします。
- 20.7 売主が物品を預託した場合、または分割払いを行った場合、売主は、現在存在するか将来発生するかを問わず、設備、機械、契約上の権利、在庫、商品、製品、原材料、ならびにこれらに付随する交換品、改良品、代替品、付属物、付属品、およびこれらに付随する付属品（買主が提供または売主が分割払いまたは前払金を支払って購入し、売主が買主の注文した製品の製造に使用するもの）に対する担保権を買主に付与する。売主は、買主の担保権を保護し維持するために、買主が要求するすべての文書を作成し、交付することに同意するものとします。

21. 国防優先順位および割り当てシステム(DPAS)

- 21.1 注文が国防優先順位および割り当てシステム (DPAS) に基づいて評価注文として特定された場合、売主は 15 C.F.R. Part 700 のすべての規定を遵守する必要があります。

21.2 売主は、配達日に間に合うように、評価されていない注文よりも優先させるなど、評価された注文を必要に応じて優先する必要があります。

21.3 注文が DPAS に基づく評価対象注文と特定された場合、売主は DO 評価対象注文については受領後 15 営業日以内に、DX 評価対象注文については受領後 10 営業日以内に受諾または拒否するものとします。売主は、すべての DPAS 要件をサプライヤーおよび下請業者に伝達するものとします。売主は、予想される遅延または拒否理由（新たな納期提案を含む）を、買主に直ちに書面で通知するものとします。売主は、DPAS 規則に従い、すべての評価対象注文を優先するものとします。

22. 権利放棄

22.1 いずれか一方の当事者による本条件の条項の権利放棄は、他方の当事者が署名した書面による明示的な定めがない限り、効力を生じないものとします。本契約条件から生じる権利、救済、権限または特権を行使しないこと、または行使が遅れることは、本条件の放棄とはみなされません。本契約に基づく権利、救済、権限、特権の単独または部分的な行使は、その他のもしくはそれ以上の行使、その他の権利、救済手段、権限または特権の行使を妨げるものではありません。

23. 通知

23.1 本契約に基づくすべての通知、要請、同意、請求、要求、権利放棄、およびその他の通信（以下、それぞれを「通知」といいます）は、いずれも書面によるものとし、注文に記載された住所の両当事者に宛てに行うか、もしくは受領側当事者が書面で指定するその他の住所宛てに行うものとします。買主への通知には、以下の事項が含まれるものとします。Momentive Performance Materials Quartz, Inc. d/b/a Momentive Technologies, 22557 West Lunn Rd. Strongsville, Ohio 44149, 法務部宛て。通知はいずれも、直接配達、国内で承認されている翌日配達便（いずれも料金は前払い）、ファクシミリ（送信確認付き）、または配達証明付き郵便もしくは書留郵便（いずれの場合も、受領証の返送を要求し、郵便料金は前払い）で行うものとします。本契約に別段の定めがある場合を除き、通知は、(a) 受領当事者が受領した時点、ならびに、(b) 通知を発した当事者が本項の要件を遵守した場合に限り有効となります。

24. サイバーセキュリティと情報セキュリティ

24.1 情報セキュリティプログラム。売主は、(i) 買主の機密情報のセキュリティおよび機密性を確保すること、(ii) 当該情報のセキュリティまたは完全性に対する予測される脅威または危険から保護すること、および (iii) 当該情報への不正アクセスまたは不正使用から保護することを目的とした、適切な管理上、技術上、および物理的な保護手段を含む包括的な情報セキュリティプログラムを維持するものとします。売主の情報セキュリティプログラムは、業界で認められている慣行と同等以上の厳格さを備え、適用されるすべての法令を遵守するものとします。

24.2 セキュリティインシデント通知。売主は、買主の機密情報に関連するセキュリティ侵害または不正アクセス（以下「セキュリティインシデント」といいます）が実際に発生した場合、または合理的にその疑いがある場合、速やかに買主に対し書面をもって通知するものとします。当該通知には、セキュリティインシデントが買主に及ぼす影響（既知の場合）および売主が既に講じた、または講じる予定の是正措置について、合理的な詳細を記載するものとします。売主は、セキュリティインシデントを是正するために速やかに是正措置を講じ、買主が合理的に要求するセキュリティインシデントに関する情報を買主に提供することに同意するものとします。

24.3 セキュリティ評価。売主は、買主の合理的な要請に基づき、売主の情報セキュリティプログラムに関する情報を買主に提供するものとし、これには買主の情報セキュリティに関する質問票への回答および合理的に要求される文書の提供が含まれます。売主は、買主が特定した脆弱性、セキュリティリスク、または売主の情報セキュリティプログラムへの不遵守を、商業的に合理的な期間内に是正するものとします。

- 24.4 システムアクセス。売主が買主のシステムまたはネットワークへのアクセスを許可された場合、売主は以下の義務を負います。(i)本条件に基づく義務を履行するために必要な範囲に限り、当該システムにアクセスする。(ii)当該システムへのアクセスを必要とする権限のある担当者のみに当該アクセスを許可する。(iii)当該システムへのアクセスに使用される認証情報が漏洩した場合は、直ちに買主に通知する。(iv)当該システムへのアクセスが不要になった場合は、速やかに買主に通知し、認証情報を無効化する。

25. データ保護とプライバシー

25.1 定義

「データ保護法」とは、データ保護、プライバシー、および情報セキュリティに関する適用可能なすべての法律、規制、および拘束力のあるガイダンスを意味し、これには EU 一般データ保護規則 (GDPR)、カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA)、およびあらゆる法域における同様の法律が含まれますが、これらに限定されません。「個人データ」とは、特定された、または特定可能な自然人に関するあらゆる情報を意味します。

25.2 データ保護法の遵守

各当事者は、本条件に基づく義務の履行にあたり、適用されるすべてのデータ保護法を遵守するものとします。買主が買主のために個人データを処理する場合、売主は以下を行うものとします。(i) 買主の文書化された指示に従ってのみ当該個人データを処理する。(ii) リスクに応じたセキュリティレベルを確保するための適切な技術的および組織的措置を実施する。(iii) 個人データの処理を許可された担当者が機密保持に尽力していることを保証する。(iv) 買主の事前の書面による同意なしに、下請け処理者を雇用しない。(v) データ主体からの要求への対応において買主を支援する。(vi) 適用されるデータ保護法に基づくセキュリティ、違反通知、影響評価、および協議義務の遵守確保において買主を支援する。(vii) 買主の選択により、サービス提供の終了後、すべての個人データを削除するか買主に返却する。

25.3 データ所有権

売主が買主に販売した製品に関連するすべてのデータ（プロセスデータ、パフォーマンスデータ、運用データ、その他個人データとみなされるか否かを問わず）（以下総称して「製品データ」といいます）は、買主が独占的に所有するものとします。売主は、かかる製品データに関するすべての権利、権原、および利益を買主に譲渡するものとします。

25.4 データセキュリティ侵害の補償

売主は、本条件または適用されるデータ保護法に基づく売主のデータ保護、プライバシー、またはセキュリティ義務の違反から生じる、またはそれに関連する、あらゆる種類の損失、損害、責任、欠陥、訴訟、判決、和解、利息、裁定、罰則、罰金、費用、または経費（合理的な弁護士費用を含む）から、買主とその関連会社、承継人、譲受人、およびそれぞれの役員、取締役、従業員、代理人を弁護し、補償し、免責するものとします。

25.5 存続

本第 25 条に基づく義務は、売主が買主の機密情報または個人データを保有している限り、本条件の満了または終了後も存続するものとします。

26. 雑則

- 26.1 本条件は、本契約の主題に関する両当事者間の完全な理解を構成するものであり、両当事者間の書面または口頭を問わず、その他の合意に取って代わるものです。
- 26.2 本条件の改正は、両当事者が署名した書面によってのみ行うことができます。
- 26.3 売主は、買主に対する紛争またはクレームを、集団訴訟または代表訴訟ではなく、売主の個人的な立場でのみ提起することができます。

- 26.4 本契約には、**(a)** 両当事者間にパートナーシップを構築する、**(b)** いずれかの当事者を他方の代理人として設定する、もしくは **(c)** いずれかの当事者に他方の当事者を確約または入札する権利を与えるものは含まれません。
- 26.5 支払条件、知的財産権、機密性、免責条項、補償、責任、その他の条項、およびその性質上、契約の満了または終了後も存続することが意図されているその他の条項については、本条件の満了または終了後も存続するものとします。
- 26.6 売主は、買主の書面による同意がない限り、注文に基づく権利または義務を譲渡、下請け契約、またはその他の方法で移転してはならず、売主が許可なくこれを行った場合、譲渡、下請け契約、または移転は無効となります。売主は、承認された下請業者すべてに本条件を課し、かかる下請業者の履行、作為、不作為に対して責任を負うものとします。
- 26.7 見出しは、便宜上のものとなります。本条件で使用される「など、を含む」という用語は、「以上を含むが、それらに限定されない」という意味で使用されています。